

平成 29 年度 第 1 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 30 年 1 月 11 日（木）15:00～16:30

場 所：高知会館 3 階 平安

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、石原委員、折田委員、竹内委員、筒井委員、吉澤委員

高知県

梶総務部長、原総務部副部長、笹岡行政管理課長、竹崎職員厚生課長、林議会事務局総務課長、

酒井教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

皆様おそろいになりましたので、ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、審議会の事務局を務めさせていただいております、県総務部行政管理課長の笹岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着席させていただいて会の進行をさせていただきます。それでは、開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。お手元に配席図をお配りしております。それから説明資料の 2 頁にも、委員の名簿をお付けしております。

【委員紹介】

（行政管理課長）

続きまして、県の職員を紹介させていただきます。

【県職員紹介】

（行政管理課長）

木村委員におかれましては、本日欠席でございますので申し添えます。

なお、この審議会は、「公開」の会議となっております。続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。お手元にお配りしています、「会次第」をご覧ください。「1 開会」の後、「2 会長の選任」を行いまして、「3」、会長、知事から、それぞれご挨拶をいただきます。そして、「4」、知事から会長に諮問書をお渡しした後、事務局から、資料の説明をさせていただいたうえで、「5 審議」をお願いしたいと考えております。なお、本日の審議会の議事録につきましては、後日、県庁行政管理課のホームページで公開する予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、ただ今から、審議会を開会いたします。まず、議事に入ります前に会長の選任をお願いしたいと思います。資料の 3 頁をご覧ください。高知県特別職報酬等審議会条例でございますが、第 4 条第 1 項にありますように、会長の選任は委員の互選によることとされております。いかがいたしましょうか。

（筒井委員）

山元委員を推薦したいと思います。

（行政管理課長）

山元委員を推薦するご意見がございました。いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

(行政管理課長)

それでは、山元委員に会長をお願いしたいと思います。会長席に、移動をお願いいたします。

【会長席へ移動】

(行政管理課長)

では、山元会長から、一言ご挨拶をいただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

(山元会長)

ただいま会長に指名いただきました山元でございます。よろしくお願いいたします。それでは、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。委員の皆様におかれましては、新年を迎えられてお変わりなくお過ごしのことと思います。元日の新聞に、今年は「県勢浮揚に向けて一部に見られてきた兆しをより確固なものとし、県民の暮らしを守っていくための道筋を付ける」という、尾崎知事の年頭所感の記事がありました。産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策など、県勢の浮揚に向けた取組が、今年も、一層進みますことを大いに期待するところです。本日、知事から委嘱を受け、私たち7人により、高知県特別職報酬等審議会が設置されることになりました。これから、知事の諮問に応じまして、県議会議員の報酬、知事、副知事、教育長の給料、そして退職手当の支給基準等について、審議を進めてまいることいたします。私が会長ということですが、各界の代表でございます各委員、賢明な委員の皆さまから活発なご意見をいただきまして、そしてまた、この審議会が時間も限られております中でスムーズな運営ができますよう、ご協力をお願いをしてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは、尾崎知事からご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

(尾崎知事)

皆様方、大変ご多忙の中、このたび高知県特別職報酬等審議会、こちらの委員をお引き受けをいただきまして、本当にありがとうございます。この特別職報酬等審議会でありますけれども、県議会議員の報酬、そして知事、副知事、そして教育長の給与等について審議をいただきたいということでございます。昨年もお審議をいただきました。そしてまた今年もお審議をお願いすることとなったわけでございますが、これは、皆様ご案内のとおり地方公務員の退職手当につきまして、国家公務員に準じて引き下げる条例がこの12月議会に制定をされまして、この2月1日から施行されることになったわけでございます。これにあわせて特別職につきましても退職手当のあり方などについてご審議いただく必要があるのではないかとということで今回諮問させていただこうとするものでございます。公務員の給料というのは県民のご理解を得てこそ、なお一層特別職については県民のご理解を得てこそ給料であり手当であるかということでございます。委員の皆様には是非闊達な、また、厳正なるご審議をいただきまして、ご決定を賜ればと思っておるところでございますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。ほんとにご多忙のところありがとうございます。恐縮でございますがよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、知事から会長に諮問書をお渡しします。知事、よろしくお願い致します。

(尾崎知事)

高知県特別職報酬等審議会様、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。平成30年1月11日、高知県知事 尾崎 正直、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(行政管理課長)

それでは、尾崎知事は、ここで退席させていただきます。

【知事退席】

(行政管理課長)

それでは、審議の進行を山元会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(山元会長)

それでは、ただ今から審議に入ります。会議の進め方等について、事務局の考え方があればお願いいたします。

(行政管理課長)

知事、議員等の給料、報酬及び退職手当につきましては、条例で定められておりますため、審議会から改定の答申をいただいた場合には、2月議会に条例改正を提案する必要があります。このため、これまでも、まず、第1回目となります本日の審議会では、事務局からの資料説明を踏まえましてご審議をいただき、2月初旬に開催します、第2回目の審議会で、結論をいただいているところでございます。今回も、同様に進めていただければと考えております。

(山元会長)

審議会の開催については、事務局から説明がありました日程によりたいと考えます。次回には、結論を得ようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは私から資料に沿ってご説明申し上げます。お手元の「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、議員の報酬並びに知事、副知事及び教育長の給料の額を中心にご説明させていただきます。1頁は、先ほど尾崎知事から山元会長にお渡ししました諮問書の写しでございます。4頁をご覧ください。「特別職報酬等の改定状況」でございます。本年1月1日現在で作成しております。まず「(1)本県の状況」につきましては、知事の給料月額が122万円、副知事94万円、教育長78万円、議長の報酬月額が90万円、副議長82万円、議員は77万円となっております。なお、その右側に「適用年月日平成22年4月1日」と記載しております。これ以降は改定が行われていないということでして、それ以降、平成24年、25年、27年及び昨年開催した審議会において、ともに据え置きのご答申をいただいたことによるものでございます。

次に「(2)全国の状況」でございます。この表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が現行の額に改定された年を暦年でまとめたものでございます。前回、昨年の1月から2月に開催された審議会以降の改定が行われたのは、一番下の平成29年の2団体のうち鳥取県の1団体となっております。新潟県は平成29年1月1日の改定でございます。前回の審議会前に改定が行われたものでございます。なお、改定された2団体はいずれも増額改定でございます。

次に、右側の5頁でございます。まず「(3)四国4県の状況」ということで、四国4県の特別職の報酬等の月額をまとめたものでございます。すべての職について本県の額が最も低くなっております。

次に、「(4)県内市町村の状況」は、県内34市町村の特別職の報酬等の額が現行の額に改定された年を暦年でまとめたものでございます。

続きまして6頁をご覧ください。「四国4県の改定の経緯」をまとめたものでございます。各県の直近の改定は知事の場合でございますと、徳島は平成9年4月1日、香川は平成16年4月1日、愛媛は平成8年4月1日、本県は平成22年4月1日となっております。他の3県はしばらく改定がされていないということでございます。教育長につきましては、本県を含め過去の改定状況の把握が困難であるということで、直近の改定状況のみを掲載しております。

続きまして8頁をご覧ください。ここからは特別職の報酬等の全国状況についてでございます。参考としてA4の1枚ものの資料「特別職等の全国状況等の概要」も参考にしながらご覧いただければと思います。まず、資

料8頁の各都道府県の「特別職報酬等の改定状況」でございます。この表は、先ほど4頁でご説明しました「(2) 全国の状況」について、都道府県の別に整理し、一覧にしたものでございます。それぞれの職ごとに、現行の額と直近の改定前の額をまとめております。昨年の審議会以降に改定が行われた鳥取県は、知事及び副知事と教育長のそれぞれに、網掛けをしておりますとおり、全ての職において増額改定がされております。先ほどご説明した昨年の審議会以降に改定のあった団体を抜き出したものが、別紙「特別職等の全国状況等の概要」の「2. 知事の給料に改定のあった団体の状況」で鳥取県が改定をしておるということでございます。改定額は月額8千円の増額ということで、理由としては、「一般職の給与の改定率等を考慮」したものとっております。全国順位につきましては、「1. 本県における特別職報酬等の状況」に記載しておりますが、各県において期末手当の改定がございましたので、「年間給与」及び「年収」のみに順位に動きがっております。

元の資料の10頁をご覧ください。「給料・報酬額(本則額)」等の資料でございます。「本則額」と申しますのは、条例で定められた本来の給料又は報酬額、すなわちこの審議会でご審議をいただく額のことでございます。現在、多くの都道府県におきまして財政上の理由などにより、一定期間、給料や報酬等の額を減額するといった措置が講じられておまして、そうした独自に減額した額と区別するため、条例で定められた額を本則額として記載しているものでございます。この表は、それぞれの職ごとに全都道府県の現行の「月額」と「全国順位」をまとめたものでございます。網掛けしております高知県の順位につきましては、知事41位、副知事43位、教育長32位、議長45位、副議長39位、議員40位となっております。これらの順位につきましては、昨年から変動ございません。

11頁をご覧ください。知事、副知事、教育長につきましては、給料に地域手当を加えた支給月額と全国順位をまとめたものでございます。「地域手当」というのは、国家公務員が一般職の給与について、地域の民間の賃金水準を反映させることができるよう全国共通に適用される俸給表の水準を引き下げた上で、民間の賃金が高い地域で勤務する職員に対しては、給料月額等の3%から20%の割合で手当として支給することとしており、各都道府県においても同様に支給されているものでございます。都道府県によりましては、この地域手当が知事、副知事、教育長にも支給されております。なお、高知県内では、民間の賃金が全国と比べても高くありませんので地域手当が支給される地域はございません。

12頁をご覧ください。これらの表は、知事、副知事につきましては、10頁の地域手当を含まない給料額と含む額のそれぞれについて、多いものから順に並び替えたものでございます。四国4県については網掛けをしております。地域手当を含む場合は順位が下がっている状況でございます。13頁の表は、教育長につきましては、同様に全国順位で並び替えたものでございまして、同様に四国4県に網掛けをしております。

14頁をご覧ください。14頁の表は、議長、副議長、議員につきましては、同様に全国順位で並び替えたものでございます。同様に網掛けをしております。なお、議員には地域手当はございません。

15頁をご覧ください。「給料・報酬額(減額後)」の資料でございます。先ほど申し上げましたように、現在多くの都道府県におきまして、本来の給料や報酬の額を独自に減額するといった措置が講じられておまして、この表は、減額後の支給月額と全国順位について参考資料としてまとめたものでございます。本県では、知事が20%、副知事7%、教育長5%を、本来の給料月額から減額しております。また、議員につきましても議長3万円、副議長2万円、議員1万円を本来の報酬の額から減額しております。

16頁は、知事、副知事、教育長について減額後の給料月額に地域手当を加えたものでございます。

17頁をご覧ください。副知事、教育長等の給料月額がそれぞれ知事の給料月額の何パーセント相当か、各都道府県についてまとめたものでございます。網掛けをしております本県につきましては、副知事77%、教育長63.9%等々となっております。一番下に全国平均を記載しておりますが、本県は全ての職において全国平均以下となっております。

18頁をご覧ください。「年間給与(知事)」の資料でございます。この表は、知事について、給料、地域手当に期末手当、いわゆるボーナスに当たるものを加えた年収ベースの金額とその全国順位を参考資料としてまとめたものでございます。高知県をご覧くださいと年収が2,003万5千円で、41位、減額後の年収では1,710万7千円で42位となっております。19頁から23頁にかけては、知事の資料と同様に副知事、教育長、議長、副議長、議員の年収の資料を掲載しております。

24頁をご覧ください。「特別職と一般職の報酬等の改定状況」の資料でございます。(1)の表は、特別職

の給与、報酬等のこれまでの改定率の推移を、(2)の表は、一般職員の給与の改定率の推移をまとめたものでございます。(2)の表をご覧くださいますと、その改定率でございますが、例えば昭和63年度は、2.33%、平成元年度は3.10%とあり、その右側に5.50%とございます。これは昭和63年度と平成元年度の改定率を掛け合わせますと5.50%になるというものでございます。(1)の表と(2)の表との関係で申し上げますと、例えば(1)の表の一番下の行の「平成22年4月1日」欄の右の平均改定率マイナス1.25%と、(2)の表の中程の平成20年度と平成21年度の改定率マイナス0.10%とが期間として対応するものでございます。この一般職の改定率マイナス0.10%を踏まえまして、特別職の平成22年4月1日の改定率はマイナス1.25%になっているということでございまして、このように職員の改定状況を踏まえまして次の年度について、特別職の給料・報酬を改定するかどうかを検討することになります。今年度は、平成29年度が検討の対象となります。平成29年度は、初任給及び若年層に重点を置いた改正となっております。なお、前回の報酬審でお諮りいたしました、平成27年度については、平均0.15%の引上げとなっておりますが、これは、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定した改定となっておりますので、特別職の改定は実施いたしませんでした。また、平成29年度については、初任給及び若年層に重点を置いて改定するとともに、その他の層、具体的には40歳以上は200円の改定となっており、平均0.17%の引上げとなっております。なお、現在知事等の給料が適用となりました平成22年度以降の一般職の給料等の改定率を見ますと、平成22年がマイナス0.15、平成27年がプラス0.15、平成29年がプラス0.17となっております。この期間における、一般職の給料の改定率の累計はプラス0.17となっております。この一般職員の改定率の累計である0.17%を、現在の知事の報酬額の122万円に乗じた場合、122万2千円、プラス2千円となります。なお、知事の報酬月額を改定は、知事の改定状況を踏まえて他の特別職の報酬月額を改定をすることから、1万円単位で実施をしているところです。

次に25頁をご覧ください。ここからは、議員報酬のご審議の参考としていただくため、「県議会議員の役割・活動等」につきましてご説明申し上げます。まず、「1. 定数」でございます。現在の議員定数は、条例で37名と定められており、高知市のほか15の選挙区から選出されています。次に、「2. 役割」でございますが、議会の役割は、地域の問題につきまして、住民に代わって議論し、物事を決定することであり、執行機関を住民の立場から評価監視でございますけれども、住民のための各種サービスについて、具体的な提案、政策立案機能などを行っています。「監視機能」につきましては、本会議における審議、質問・質疑や委員会での審査・調査などを通じて行われております。例えば、議員が県の重要課題等を取り上げて質問しますと、知事や部局長は現状や対応などを答弁します。各議員は、それぞれ異なった立場から質問しますので、議員はそれぞれの答弁を聞き、執行部の提案内容などについて判断します。このことは、行政の適切な執行を確保する上で、大変有効であると考えられます。もう一つの役割である「政策立案機能」につきましては、議員自らが政策的な条例議案や政策について提案を行うということで、本県議会では、近年、議員による政策的な条例議案が多数提案されておまして、これまで全国的にもトップグループとなる15件が成立しております。

次に「3. 調査研究活動」でございます。地方分権が進められる中で、議会の果たすべき役割は一層重要となっており、議員はこの役割を果たすため、日ごろから調査研究活動を行い、色々な情報を収集し、議会審議に活用しております。

次に「議員の議会活動等の状況」について、平成28年の活動状況でご説明させていただきます。「1. 公式用務のある日の状況」をご覧ください。議会の公式日程としては、年に4回の定例会がおおむね2月、6月、9月及び12月に開かれます。また、議会の閉会期間中にも随時、委員会が開催されております。「(1) 議長、副議長」の表にございまして、定例会、臨時会の開催日数は、平成28年の場合、56日となっております。この内訳は、「(2) 議員」の表にございまして、本会議24日、議案精査日11日、議事整理日4日、予算委員会2日、各常任委員会15日となっております。また、日程としましては、一部重複する形で、下の表の下から3番目の議会運営委員会や下から2番目の特別委員会が開かれております。

委員会について若干ご説明します。この表の中ほどでございますが、これは、9月及び2月定例会に設置され、予算及び予算関連事項を総合的に審査しており、一問一答形式で、質疑、質問を行ってまいりました。なお、平成28年度9月定例会からは、議会改革の一環として審議の活性化を図るため、予算委員会で行ってまいりました一問一答形式の質問を一日増やし、予算委員会に代えて、本会議で行っております。

それから常任委員会は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会など4つの委員会がございます、全ての議員

がいずれかの委員会に所属しています。これらの委員会の活動状況は、資料にお示ししてあるとおりで、定例会などの会期中に開催されますほか、閉会中においても審査・調査のために随時開催されております。また、出先機関調査などの出張も行っています。議会運営委員会は 10 名の委員で構成され、各会派相互の連絡調整、会議の円滑な運営を図ることを目的に開催されております。それから特別委員会につきましては、毎年 9 月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置され、主に 10 月から 11 月までの間の議会閉会中に集中的に審査を行っています。

議会の公式日程としては、このような状況ですが、公式の日程以外でも閉会中においては、会派や委員会の任意の活動として外部講師を迎えての勉強会なども随時開かれておりますし、資料の一番下「2. 公式用務のない日の状況（定例会・臨時会、閉会中の委員会、調査出張等のない日）」です。公式用務のない日で、土、日、祝日を除いた 142 日につきまして、議員の登庁状況を見てみますと、平成 28 年の実績では、1 日平均で約 18.4 人と半数近い議員が登庁しており、県政課題等について調査や執行部との協議、意見聴取、県民との対話などの活動を行っています。またこの他、政務活動費を活用した調査活動も県内外に及んでおり、県政のチェックや政策立案に活かされています。

それから 26 頁でございます。一番下にございます議員連盟ということで、議会の会派を横断した組織であるこういった議員連盟による活動も行われています。各議員とも、住民との対話や県政課題についての情報収集など地域における活動も行っており、地方公務員法では非常勤の特別職という位置付けですが、実態として常勤的に活動をしていると言えます。最後に、議員には退職手当の制度はございません。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（職員厚生課長）

職員厚生課でございます。よろしくお願いいたします。知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、ご説明させていただきます。

資料の 27 頁をお願いいたします。知事、副知事及び教育長の退職手当は、「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」に基づいて支給しておりますので、条例の概要をご説明いたします。まず、支給時期でございますが、第 2 条第 2 項におきまして、退職手当は、知事等の任期ごとに支給することになっております。また第 3 条では、退職手当の額を定めております。

退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じた額となりまして、支給割合は、知事が 100 分の 50、副知事が 100 分の 36、教育長が 100 分の 25 となっております。29 頁をご覧ください。

「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の概要」でございます。これは、12 月議会で条例改正が行われました、一般職の「職員の退職手当に関する条例」の一部改正の概要について記載しております。一般職の退職手当につきましては、「1 趣旨」に書いてありますとおり、国家公務員退職手当法の改正に準じて、県職員の退職手当の支給水準を引き下げることとしたものです。今回、特別職の退職手当のご検討をいただくに当たり、職員の退職手当に関する条例の一部改正について簡単にご説明申し上げます。まず、「2 国の改正」でございます。国家公務員の退職手当につきましては、人事院から平成 29 年 4 月に、人事院が行った民間の退職金及び企業年金の調査結果から、退職一時金と企業年金を合わせた退職給付額で国家公務員が民間を 78 万円余り上回り、官民均衡の観点から、退職給付水準について見直しを行うことが適切との見解が示されました。国は、この調査結果及び見解を踏まえて、退職手当の支給水準の引き下げを講ずるための国家公務員退職手当法等の一部改正法が、平成 29 年 12 月 8 日に成立し、12 月 15 日に公布されました。

その内容は退職手当の支給水準について、平成 30 年 1 月 1 日から、官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げるものでございます。次に、「3 県の改正」でございます。

まず、退職手当の算定は、基本的には、枠で囲んで記載していますように、「基本額」に、在職期間中の給料表の級の区分に応じた「退職手当調整額」を加算した額となります。

この「基本額」は、退職日の給料月額に「退職理由別支給率」と「調整率」を乗じた額となります。

条例の本則に基づく「退職理由別支給率」は、第 3 条から第 5 条において、退職理由と勤務年数に応じて算出

方法が規定されておりますが、官民較差を是正するために、退職手当の支給水準を見直す必要がある場合には、さらに附則で定める「調整率」を乗じる仕組みになっております。

今回の条例改正により、【条例改正の概要】にありますとおり、平成 30 年 2 月 1 日から、現行の 100 分の 87 の調整率を 100 分の 83.7 に引き下げることとなりました。

ちなみに、これまでの調整率は整数で示していましたが、今回初めて、小数点以下第 1 位までを出して、調整を行っております。次に 30 頁をご覧ください。

特別職の退職手当制度の沿革につきまして、説明させていただきます。

資料の中程、平成 15 年 10 月 3 日の欄をご覧ください。

平成 15 年以前は、特別職の退職手当は、支給の際に議会の議決を得て決めておりましたが、ここで、「知事、副知事および出納長の退職手当に関する条例」が新たに制定され、条例の中に支給割合を定め、任期毎に支給することが定められたことから、支給の際の議会の議決は不要となりました。平成 18 年の条例改正は、条例が出来て 2 年が経過し、他県の支給金額や状況を勘案しまして、支給割合を引き下げる変更を行いましたことから、知事は 14.3%、副知事は 14.0%、出納長は 14.3%の減となりました。

ちなみに、このときに、職員の退職手当に調整額が導入されるなど算定構造の見直しもありました。平成 25 年の改定では、今回の改正と同様に一般職の退職手当の改正状況を勘案して、支給割合を引き下げる変更を行いました。職員の支給率が段階的に引き下げられ、最終的に 16.3%減となることから、特別職の支給割合を整数で変更し、知事は 16.7%、副知事は 16.3%、教育長は 16.7%の減となっています。

次に 31 頁をご覧ください。

知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、全国の状況を説明させていただきます。まず、1 の算定方法でございますが、

知事の場合は、退職手当を廃止しました大阪府以外の 46 都道府県が、本県と同様に、給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて算定することになっております。

副知事の場合は全都道府県が、教育長の場合は一般職の例によるとしている 6 府県を除く 41 都道府県が同様の方法で算定することになっております。

次に、2 の支給割合ですが、表では少数第 1 位を四捨五入した割合ごとの団体数を記載しております。平成 30 年 1 月 1 日現在の知事の支給割合は、退職手当を廃止しました大阪府を除きますと、100 分の 80 から 100 分の 48.1 までとなっております。本県は 100 分の 50 ですので、低い方から 2 番目となっております。副知事の支給割合は、100 分の 50 から 100 分の 20 までとなっております。本県は 100 分の 36 ですので、低い方から 2 番目となっております。

また教育長の支給割合は、100 分の 50 から 100 分の 19 までとなっております。本県は 100 分の 25 ですので、低い方から 9 番目となっております。次に、3 の前回審議会開催時との比較をご覧ください。

さきほど 2 のところで見いただいた支給割合は、1 年前の前回と比べ、本県は知事、副知事、教育長とも変わっておりませんが、全国平均は知事が 58.2 から 57.9 へ、副知事は 41.5 から 41.4 へ、教育長は 27.7 から 27.6 へと、それぞれ少し下がっております。知事の退職手当の額は、1 年分に割り戻した額で比較しますと、本県の 732 万円に対し、全国平均は 896 万円で、本県の順位は 46 位となっております。順位は前回と変わっておりません。

また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の 2,735 万 5 千円に対し、全国平均は 3,083 万円で、本県の順位は 43 位となっております。順位は前回と変わっておりません。同様に副知事の退職手当の額は、1 年分に割り戻した額で比較しますと、本県の 406 万 1 千円に対し、全国平均は 503 万 9 千円で、本県の順位は 46 位となっております。順位は前回と変わっておりません。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の 1,949 万 8 千円に対し、全国平均は 2,233 万 1 千円で、本県の順位は 46 位となっております。順位は前回と変わっておりません。教育長の退職手当の額は、1 年分に割り戻した額で比較しますと、本県の 234 万円に対し、全国平均は 276 万 2 千円で、本県の順位は 41 団体中 31 位となっております。順位は前回と変わっておりません。

また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の 1,503 万 1 千円に対し、全国平均は 1,685 万 7 千円で、本県の順位は 41 団体中 33 位となっております。順位は前回

と変わっておりません。次に資料の 32 頁をお願いします。

4 の全国の主な改正状況になります。

(1) が平成 30 年 1 月 1 日までに退職手当の支給割合を引き下げた団体となります。

知事及び副知事の支給割合は、東京都、京都府、愛媛県、福岡県、長崎県の 5 都府県が引き下げております。また、教育長の支給割合は、一般職の例による京都府以外の、東京都、愛媛県、福岡県、長崎県の 4 都府県が引き下げております。なお、いずれも支給割合の引き下げの開始は平成 30 年 1 月 1 日からとなっております。

次の 33 頁を併せてご覧ください。

「改正有」欄に丸印が入っているところが、先ほど申し上げました改正した団体でございます。

32 頁にお戻りください。

(2) に、このたびの一般職の退職手当の引き下げを受けて、各道府県の対応状況について記載しております。平成 29 年 12 月に調査した時点では、特別職の退職手当の支給割合の改正について、23 道県が検討中とのことであり、19 府県が予定はないとのことです。

(3) の一任期中における退職手当算定月数は、知事・副知事ともに、すべての都道府県で 48 月となっております。

また、(4) の退職手当の支給時期は、選択により任期ごとか通算かを選べるのが 6 県、最終退職日というのが 2 県、それ以外はすべて任期ごとの支給となっております。

(5) には、特例等により退職手当を減額している都道府県の状況を記載しておりますが、6 府県でございます。次に、34 頁をお願いします。

先ほど説明させていただきました、退職手当の支給時期や、支給割合等の全国の状況を都道府県別にまとめております。また、その次の 35 頁には、知事の退職手当額を 1 年分に割り戻した額と、1 年間の給料と期末手当の総額、そしてこの 2 つを合計した 1 年間の総支給額につきまして整理しております。次の 36 頁には副知事の退職手当額を、37 頁には教育長の退職手当額を同様に整理しております。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(山元会長)

ただ今、ご説明をいただきましたが、委員の皆様、なにかご質問があれば、どうぞご発言をいただきたいと思っております。

(折田委員)

資料の 32 頁のところですが、国に合わせてということなんでしょうか、既に 5 都府県が下げられて、後のところが、検討中が 23 道県で、予定なしというのは現行どおりでいくということですよ。一般職は下がったけれども特別職の退職手当はつかないということですね。

(職員厚生課長)

はい。

(折田委員)

その理由はわかりますか。

(職員厚生課長)

今回の理由はまだ確認しておりませんが、前回の平成 25 年の時には 19 県のうち 13 県が検討していないというお答えがありました。その時の理由は一般職と特別職は連動していないとか、支給までには時間があるので、他県の状況を見て検討しますという回答でございました。

(吉澤委員)

ということは、検討中の 23 道県は高知県と同じように検討段階の状況ということですよ。やるかどうかは

まだわからない。

(職員厚生課長)

そうですね。

(吉澤委員)

知事の報酬は1万円単位で改正しているということが、初めのご説明にもありましたが、何か根拠のようなものがあるのでしょうか。

(行政管理課長)

過去のものを調べましたけれども、明確な根拠はあまりなくて、説明でも少し触れましたように他の職の報酬の改定にも影響するというので、知事の報酬額は大きいので、千円単位ではやっていないということです。ちなみに先ほどご説明したとおり、一般職の改定のこれまでを踏まえて仮に計算するならば、2千円分の増加にしかないという状況でございます。

(山元会長)

基本的なことをご質問させていただきたいのですが、そもそも本則がございまして、ここで審議させていただくのは本則の部分だと思いますが、全国的に個人の方のご意思で減額することが一般的な形になっているということですよ。

(行政管理課長)

以前よりは知事のカットは減ってきてはいますが、まだかなりございます。今年度の全国状況を言いますと25の団体で首長の判断で知事の給与カットがされている状況でございます。

(山元会長)

そこは、個人の方のご判断ということなんですが、民間であれば、何かあって減額しますとなって本来の水準に戻すというのが普通だと思うんですが、そこは本人の好意に甘えるという感じになるんですか。

(行政管理課長)

カットをしたら後に何らかの復元ということはこれまでもやっていないです。政治的な判断も含めてやっただけということになります。

(総務部長)

形式的には毎年2月議会にお諮りをして1年間限りのカットをする条例改正をさせていただいています。毎年の2月議会でも今年も引き下げてよろしいでしょうかということでお諮りをして採決をさせていただいています。

(石原委員)

復元は首長からの申し出がないとしないということですか。それとも議会の方からそろそろ復元してもよろしいのではないかと申し出があるんですか。

(総務部長)

執行部提案条例ですので、提案しないか、議会で議決をいただくか、どちらかということになります。

(山元会長)

私の質問でも復元という言い方をしましたが、本来は復元という言い方は正しくないということですね。毎年度諮っているということですね。一方で本則のところをご審議いただきたいと思います。

(折田委員)

カット額、カット率はずっと変わっていないのでしょうか。

(行政管理課長)

例えば知事でいうと、現在は先ほど説明しましたように、100分の20のカットですが、平成25年度は時限的に9ヶ月間、100分の30であった時期もございます。尾崎知事になりましてからは、一番多かった時で先ほどの期間と平成20年度も財政危機への対応ということで1年間、100分の30カットをしております。また、先ほど申し上げた平成20年度のうち3ヶ月間は一時的に100分の44までカットした時期があります。モードアバンセの住民訴訟の結果も出まして3ヶ月間だけやったと。そういった経緯の中での今の状況です。

(山元会長)

私が議事の進行を別の方に持っていきましたが、実態として、我々が議論する本則とは別に減額という形で進んでいるということです。議論をもう一度本則の方に戻させていただきたいと思っております。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

また、事務局の方で意見を出すための説明等ございましたらお願いします。

(行政管理課長)

本日いただいた意見を踏まえまして、基本の給与、報酬の部分と退職手当につきまして一定どういう答申にするのかという事務局の案をお示ししたいと考えておりますので、何か気が付いた点などございましたら。カットの部分でもご意見いただきますので自由にお伺いできればと思います。

(吉澤委員)

資料の32頁で、愛媛県は改正前が100分の50で改正後に100分の48.1ということになって、33頁の表を見ていると100分の50を切ったのは愛媛県だけなんですよね。100分の50というのは高知を含めていくつかあるんですけども、こういう表現がいいのかわかりませんが、なかなか愛媛県は頑張ったんですね。

(総務部長)

課長から説明させていただきましたけれども資料の29頁の一番下、一般職の退職手当の引下げにつきましては、3の(1)にあります調整率を引き下げておるんですけども、87%を83.7%に引き下げますと、率にして3.8%引き下げることになります。これを100分の50に掛けますと1.9になります。愛媛県は一般職の退職手当の引下げも1月1日に施行しているようです。本県は2月1日です。ですので、おそらくですが、一般職の支給の引下げと同じ割合を特別職にも掛けたと。今まで小数点なかったんですけども端数という形で出てきているということではないかと思っております。

(山元会長)

資料の35頁の左側に、在任期間中の給与と退職手当を年収ベースに割り戻した減額前の金額がありますが、この給与と退職手当の配分のバランス、比率でいうと、全国から見ると偏っているということはないんですか。特に税制の変更で5年未満の場合は税率が高くなるということもありますが。

(行政管理課長)

はい。昨年の議論の中でもありましたが、短い方が税率が高くなります。

(総務部長)

給料月額に対して退職手当の割合をどうするかということに尽きるんですけど、退職手当の算式は4年間分に割合を乗じています。それが低ければ、給料の方が多くて退職手当が低いということになります。本県は、知事の

場合で100分の50で、愛媛の100分の48.1を除けば、同じ割合の県はありますが、一番低い割合です。給料と退職手当で言うと給料にウエイトを置いている県ということになります。

(吉澤委員)

高知県は議会への提案が2月議会になるが、検討中の23県も2月議会ということになるのでしょうか。

(行政管理課長)

各県によって状況は異なっていると思います。

(総務部長)

1月施行のところもあります。このように報酬審議会のような形で手続きを踏まなければならない県が多いのではないかと思いますので。

(行政管理課長)

一般職員の退職手当の改正も全部が1月1日、2月1日ではなくて、4月というところもあります。そういう中で特別職の改正もこれから検討というところもあると思います。

(吉澤委員)

無理に48.1%に合わせる必要があるのでしょうか。

(山元会長)

一般職と特別職とは別でいいんじゃないかという。

(吉澤委員)

無理に合わせる必要もないんじゃないかという気もします。

(筒井委員)

資料の6頁の四国の改定の経緯なんですが、高知県は頻繁に改定がありますが、四国の中で見ましても結構改正の間隔があいている県もあり、比較する内容ではないですが、どこが違うかなというのが以前からあります。香川県なんかは平成16年が一番最近ですよ。決まったものではないでしょうけど、県ごとに事情があるのかなど。前から疑問がありましたので、事情がわかれば教えていただきたいです。

(行政管理課長)

先ほど部長からも話がありましたが、こういった報酬審を例えば高知県は2年に1回開催していますが、そうではない県もかなりありまして、各県とも首長なりの判断の中でこのような形になってきているのではないかと、個別に事情の聞き取りをしたというようなことではありませんが。

(筒井委員)

審議会が開かれる回数にかなり差があるということでしょうね。

(総務部長)

四国の他の3県は全国的に見ても見直してから日が長いです。

(筒井委員)

愛媛県なんかは20数年ですよ。

(行政管理課長)

そうですね。

(折田委員)

あるときまで、報酬は、四国横並びで来ていて、その後高知県ではかなり減額改定ということで差が開いてきているということですよ。加えてそれぞれの判断の中で、カットがされていると。先ほどもお話しございましたが、退職手当4年間でいうならば、月額×支給率でトータルが決まるので、おそらくこの間の流れから言うと、一般職が下げて、特別職が何もないということにはならないんじゃないかとは思いますが、一方で本則部分の報酬は四国他県と比べても差ができてきていることもトータルで判断すべきでないのかなと。カットがなければそれぞれの独自の財政事情、要素があると思うんですが、カットにそれぞれの事情が加味されるので、カットがあるのであれば、本則部分は各県とある程度合わせていく方向もいるんじゃないかなと思います。

(山元委員)

私が、最初に本則のところとカットのところをお話しさせていただいたのは、まさに折田委員がおっしゃったような趣旨で、本来本則のところをトータルで判断すべきではないかと思ったところで、それなりのことをやっていかないと、と思っています。

(行政管理課長)

どうしても、その時の県の財政状況や経済状況を踏まえて、本則以外の部分でもそういう姿勢を取りたいというところがありますので、本則部分とはちょっと違う状況でございます。

(山元委員)

今、折田委員がおっしゃった趣旨は、給与については、四国の他の3県と比較した場合、下がっている部分は一度同水準に戻すべきではないかという趣旨ですか。

(折田委員)

原則は、月額×支給率で退職手当が決まると、そういう中で、一般職の方が下がって何もないということは難しいんだろうけども、元々の本則部分の水準がかなり低いところにあるので、そこもトータルで考えるべきじゃないかなと。単純に愛媛県がやられているように、一般職に合やす形の3.8の半分の1.9という話にはなかなかならないんじゃないかという意見です。

(竹内委員)

高知には高知の財政があるから合わさなくてもいいし、私たちみたいな農業は去年みたいに台風があったらほんとに減額になります。そのうえまだ私財も投じないかん。そういう場合もあるので、退職手当は別にしても、本則は四国の他県に合わさなくても高知県は高知県らしくやったらいいかなと思いますが、公務員がこんなに減額になっているのは一般の方は知らないと思います。ただ、あまり減額と言うと、気がなくなる。農家でも収入が増えたらやる気が出てくる。一般の方も減額、減額が頭に来たら気がなくなるんじゃないかなと。他の県よりも、うちの県はいただいているということやったら、私やったらもっと頑張ろうという気が起きます。そのところは財政上わかりませんので難しいことかなとは思いますが。

(行政管理課長)

姿勢として、そういう姿勢を示す必要があるという上での判断をされているということでございます。

(山元会長)

今話を聞くと、退職手当の支給基準がそもそも今回の開催の理由になっているわけですね。それに併せて給料も両方審議しようというのが今回の趣旨ですよ。

(行政管理課長)

そうです。職員も給料の改定がありましたので、併せてご意見をいただければと思っております。

(山元会長)

それでは給料についてまとめのご意見をいただきたいと思います。

今、四国の他の3県と同じ水準に戻した方がいいんじゃないかというご意見もいただきました。それについて吉澤委員、何かご意見はございませんか。

(吉澤委員)

結局順位を見てもこの辺（下の方）。

(山元会長)

心情的にはそういう四国の他の県に合わせたい気持ちは強いけれども、それだけの理由付け、説明できる材料が見出しにくいと。

(吉澤委員)

そういうことですよね。

(行政管理課長)

高知県と似たような財政状況の、例えば鳥取県、島根県などと比べましても、例えば知事の本則の給与から言いますと平均を上回っているようなところもありますので、似たような財政状況の団体と比べて必ずしも悪いということでもないので、その辺りも考慮していかなければならないと思っております。

(吉澤委員)

よく見るような何とかランキングの位置と近いといえば近いですよ。

(山元会長)

給料についての改定は来年度からですか。

(行政管理課長)

来年度です。

(山元会長)

下げる理由は見出しにくいということですかね。

(筒井委員)

判断が難しい。今日の気持ちとしては、減額はないなというのがあります。平成15年から2万円ずつ下げてきていますので、給料の減額は考えられない。四国の他県と比較すると一番低いですが、香川県以外は20年以上改定されていないですけども、今年度の四国の他県の本則の動きはわかりますか。

(行政管理課長)

香川県は今月報酬審を開きますが、徳島県と愛媛県は改正の予定はありません。

(山元会長)

給料の部分は先ほどもありましたが、高知県だけが小刻みに、それなりに理由があって減額をしてきまして、

他の3県と比べて見劣りをしている現実ではありますが、一方で県の財政を見ると劣位な状況でもないということで、少なくとも下げる必要はないということで、引き上げる強力な理由があればお示しをいただきたいです。

(行政管理課長)

職員の率で言うと先ほどのような感じになりますので、それも踏まえて改定答申案をお示ししたいと思います。

(山元会長)

退職手当ですが、どうするか、また意見をいただきたいと思います。

基本的なことですが、今回一般職の方の退職手当が引下げになりましたけれども、入庁されて定年迎えられるまでの間は基本そのベースですよ。

(総務部長)

最後の月額に何年勤めたかを掛けます。最後の給料がポイントになります。

(山元会長)

最後がポイントになるんですか。なるほど。勤続年数とか月数を掛けるということですか。

(総務部長)

そうです。勤続年数に応じた支給率に最後の給料を掛けて、後は調整率を掛けて調整額を足します。

(山元委員)

特別職は任期ごとに払う形にしていますので、4年なら4年で固定なわけですよ。

(総務部長)

はい。やめなければ任期で、ということです。

(山元会長)

事務局の方で、まとめる前に何か参考になる意見はありませんか。

(総務部長)

一般職の退職手当の条例は12月議会で追加で提出させていただいて、即日で審議し、議決をいただいたんですが、職員団体の合意を得ずに条例を提案しました。なぜ合意が得られなかったかと言いますと、引き下げること自体は折り合えたかもしれなかったんですが、施行日を2月1日にしたこと。4月1日以降にしている県もあります。4月1日にしますと、今年、もう間もなく定年を迎える方には適用しなくてすみませんが、長年県政に貢献してきて最後にこの仕打ちはないと、年度内に施行することについては、職員団体からは賛同を得られませんでした。私どもの姿勢は一貫して、今年度末に退職する職員が国家公務員より高い水準の退職手当をいただくことは県民の皆さんのご理解をいただけるはずがないということでご説明をしました。このことは県議会でも議論され、少なくとも4月1日施行にするべきではないかというご質問がありましたけれども、今申し上げたような答弁をさせていただきまして、全会一致ではありませんでしたが賛成多数で条例を可決させていただいたところです。その前段の職員団体との交渉の中で、特別職はどうするんだということが聞かれました。特別職については、この審議会でご審議をいただくこと、5年前の見通しがどうだったという事実関係はご説明をいたしましたし、今回、一般職についてこういう条例を12月議会で提出をして、反対意見もあったけれども議決をしたという事実も報告させていただくことは職員団体にもお話はしてあります。彼らは彼らでこの審議会の状況を見ているかもしれないという参考でございます。

(山元会長)

貴重なご意見、ご報告ありがとうございます。

(筒井委員)

びっくりしました。最初にニュースで見て、あまりに直近すぎて。

一般職の退職手当の改正を駆け込みのようにやっている中で、特別職に影響がないのはどうでしょうか。準じるかどうかは別として多少の減額はやむを得ないかなと思っています。

(竹内委員)

私も今の意見を聞いたらそう思います。

(山元会長)

他にご意見はありませんか。

今まで出た意見で事務局でまとめていただくということによろしいですか。

(行政管理課長)

大きい方向性の議論をいただきたいと考えておりましたので、大変参考にさせていただきたいと思います。

(山元委員)

石原委員、最後締めていただければ。

(石原委員)

一般職の退職金は減額の方性ということですが、特別職の方は一般職と異なり、普段の俸給も減額されているので、そのところを考えていただければいいかなと。退職金になると大きな金額が変わってきますので、一般職員の気持ちから言うと揃えた方がいいのではないかなと思いますが、普段大きく減額されているので、どんどん減るのは申し訳ないなという気持ちです。

(山元会長)

ご意見踏まえていただいて。

ご意見等よろしゅうございますでしょうか。

それでは、審議はこれで終わりたいと思います。

本日各委員の皆さんから出された意見も踏まえまして、第2回の審議会で答申ができるようにしたいと思いますので、事務局において答申案についてご検討をいただきまして、次回は、事務局案の用意をお願いします。

次回の日程について、事務局の方で調整をさせていただいているようですので、事務局から説明をお願いします。

(行政管理課長)

次回はですね、来月2月1日になります。木曜日午前10時から、場所は県庁の本庁舎になります、第2応接室でお願いしたいと考えております。

(山元会長)

では次回は、2月1日木曜日の午前10時から、県庁の第2応接室で行いたいと思います。次回には結論が出るよう、事務局で準備をお願いします。本日の会議はこれで終わりたいと思います。皆様ありがとうございました。